

社会福祉法人函館大庚会

特別養護老人ホーム「松濤」

入居のご案内



個人情報保護に関する基本方針 (プライバシーポリシー)

1) 基本方針

社会福祉法人 函館大庚会（以下、「法人」という）は利用者等の個人情報を適切に取り扱うことを介護サービスに携わる重大な責務と考え、当法人が保有する個人情報に関し、適切かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得る為に自主的なルール及び体制を擁立し、個人情報に関連する法令、その他の関係法令および厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図る事を宣言いたします。

2) 個人情報の適切な取得、管理、利用、提供

- ①個人情報の取得するとき利用目的を明示した上で、適法かつ適な方法で行います。
- ②個人情報とはサービス利用者のみならず、ご家族、職員、ボランティア等の個人情報も対象とします。
- ③個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、あらかじめ本人の同意を得るものとします。

3) 個人情報の安全性確保の措置

- ①個人情報は正確かつ最新の状態に保ち、安全管理には十分に注意を払い、個人情報管理責任者を置き、従業員や保管方法などに必要かつ適切な措置を講じます。
- ②個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、などのリスクに対し、必要な安全対策並びに予防措置等を講じて、適切安全な個人情報管理を行います
- ③個人情報保護に関する規定類を明確にし、必要な教育を行い、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

4) 苦情の処理・個人情報保護に関するお問い合わせ

- ①個人情報の取り扱いに関する苦情窓口を設置し、適正かつ迅速な対応に努めます。
- ②当法人が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは、利用者が自身の個人情報等照会の申し出があった場合は、速やかに対応し、開示・訂正・削除・照会などの依頼を以下の窓口でお受け致します。

平成29年4月1日

社会福祉法人 函館大庚会 理事長 今 均

【苦情・相談窓口】

特別養護老人ホーム「松濤」	担当者	: 白戸裕子 畑法子
デイサービスセンター「松濤」	担当者	: 長谷川隆行 吉田陽子
ヘルパーステーション「松濤」	担当者	: 今井洋子

苦情は面接、電話、ファックス、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
大きな問題になる前に気になること、不安に思うこと、疑問に思うこと、何でも結構ですので、その都度お申し付け下さい。

- ・ 苦情受付窓口（担当者は上記の通りです）
- ・ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
- ・ お電話・ファックス等で常時受付しております。

住所：〒040-0035 北海道函館市松風町 18 番 15 号
TEL：0138（27）0077 FAX：0138（27）7007



1. 当ホームについて

介護老人福祉施設とは・・・

介護保険法にもとづき、日常生活上の介護をおこないます。
利用者と施設の二者間で契約を結ぶこととなります。契約の内容は、介護保険法をはじめとする関係法令に変更があった時に、契約の内容も変更となる場合があります。その時には改めて契約を結ぶこととなります。

入居できるのは・・・

介護保険の要介護認定で要介護3・4・5のいずれかに認定されている方です。ただし要介護1・2の方も、特例入所対象者として函館市からの意見をもとに入所を認める場合がございます。
ご本人の状態や介護者の様子などを調査して必要度が高いと判断された方から入居していただきます。多数の方が入居をご希望になっているため、申込みをしてから入居までお待ちいただきます。

申込み方法は・・・

当施設の入居申込書とその他必要書類を郵送またはご持参ください。

職員体制は・・・

当ホームでは、平成27年4月1日現在で、看護職員5名（内非常勤3名）・介護統括主任1名・介護職員43名がおります。
その他、非常勤の医師が1名、介護支援相談員1名、管理栄養士2名、機能訓練指導員1名、生活相談員2名等がおります。

2. 入所までの流れ

当ホームに入居申込書類一式を提出していただきます。

- ↓
- ※1年に1回、入所申込書の内容に変更等がないか確認させていただきます。
 - ※入所申込書の記載内容に変更が生じた場合や、申込を辞退される場合には、速やかにその旨をお知らせください。
 - ※申込者やご家族ならびに関係各機関と最後に連絡が取れてから2年間連絡不能になった場合には、入所申込を辞退されたとみなします。

入居時期が近づきましたら生活相談員からご連絡し、入居前の面接をおこないます（ご自宅や利用している施設に職員がうかがいます）。

↓

入居の見通しが立ちましたらご連絡いたします。ご相談の上、入居日を決定いたします。

3. 入居時の持ち物

1. 介護保険証類、医療保険証類
2. 現金2～3万円
 - ・ お預りした現金については、当ホームの預り金規定にもとづき適正に管理いたします。
 - ・ 入居後の診療費用、薬剤費、理髪代、日用品費用等、施設サービス利用料以外の自己負担費用を、お預りしたお金から精算させていただきます。
 - ・ 収支明細については原則として1ヶ月に一度書面でご報告させていただきますのでその都度ご確認をお願いいたします。
 - ・ 残額が少なくなりましたら担当者よりご連絡いたしますので、指定の口座へお振り込み下さるか、施設へ現金でお持ち下さい。
3. お薬
 - ・ 内服薬や目薬・塗り薬等をお持ち下さい。
 - ・ 今までのかかりつけ病院に継続してかかって頂きます。
4. 衣類、身の回りのもの
 - バスタオル □フェイスタオル □タオルケット
 - 普段着 □下着 □パジャマまたは寝間着 □靴下
 - 室内履き（スリッパは不可。かかとのあるタイプ） □外履き
 - カーディガンやひざ掛け □眼鏡、補聴器、杖など □湯飲み、マグカップなど
 - 洗面用具類（歯ブラシ、コップ、ブラシ又はくし、髭剃り、義歯入れ容器など）
 - ・ 上記はあくまでも目安です。その他にお持ちになりたいものがありましたらご相談下さい。
 - ・ 自室でテレビや冷蔵庫を使用される方はご持参下さい。
 - ・ 季節に応じた衣類の入れ替えなどにはご家族のご協力をお願いいたします。

4. 入居後の生活

面会時間は・・・

事務所の営業時間は日祝を除く8：30～17：30までとなっています。ただし左記以外の時間帯でも面会可能ですので守衛へお申し出下さい。面会簿へのご記入をお願いします。

外出外泊は・・・

随時可能です、できれば2日前までにお申し出ください。ただし体調面などからご遠慮いただく場合もあります。出発前に職員にお声をかけて頂き、外出及び外泊届の提出をお願い致します。

医療体制は・・・

介護老人福祉施設は基本的には介護を提供する施設であるため施設内で積極的な医療をおこなうことはできません。日常的には非常勤の嘱託医が週に3回程度往診し健康チェックをおこないます。しかし、利用者の大半が高齢で要介護状態であることを踏まえ、心身の状態が変化し医療が必要な状況になった時に適切な対処ができるように、下記の医療機関と提携しております。ただし、まずはかかりつけ医に相談・受診して頂きますので、ご了承ください。

函館中央病院（総合科目）	函館市本町 33 番 2 号	0138-52-1231
函館赤十字病院（総合科目）	函館市堀川町 6 番 21 号	0138-51-5315
こんクリニック時任（内科他）	函館市時任町 35 番 24 号	0138-33-1233
今整形外科 （整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科）	函館市本町 30 番 36 号	0138-52-7551
こんクリニック松濤 （整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科、内科）	函館市松風町 18 番 17 号	0138-27-0123
最上デンタルクリニック（歯科）	函館市上野町 2 番 1 号	0138-59-1107

おむつ代は・・・

おむつを使用されている方のおむつ代は介護保険の費用の中に含まれていますので、別途おむつ代としてご請求することはありません。

洗濯は・・・

日常の衣類のお洗濯は当施設でおこないます。その経費は介護保険の費用の中に含まれていますので、別途洗濯代としてご請求することはありません。ただし洗濯機で洗えないもの（ウール、カシミア、シルク等）につきましては、利用者のご負担でクリーニング業者に出していただくことがあります。

日々の生活は・・・

※1日の流れは大体以下のとおりです。

※原則としては、ご入居者様のこれまでの生活スタイルを尊重いたします。あくまでも、目安とお考えください。

08:00～	起床 朝食 (ご希望に応じて、行事・各種レクリエーション・機能訓練)・入浴等
12:00～	昼食 (ご希望に応じて、行事・各種レクリエーション・機能訓練)・入浴等
15:00～	お茶の時間
18:00～	夕食 消灯

※その他ご不明な点がございましたら生活相談員までお問合せ下さい。

特別養護老人ホーム「松濤」

平成28年4月1日

施設の理念

- 一、私たちは、ご利用者様の意思と人格を尊重いたします。
- 一、私たちは、ご利用者様一人ひとりが自分らしく笑顔で、楽しく、生き生きと、安心して生活できるよう支援いたします。
- 一、私たちは、ご利用者様並びにご利用者様のご家族から信頼される人間関係を築きます

所在地等

事業所名称	社会福祉法人函館大庚会 特別養護老人ホーム「松濤」	
介護保険指定 事業者番号	北海道指定介護老人福祉施設 0171401177	介護保険法第7条の規定による
所在地	〒040-0035 北海道函館市松風町 18 番 15 号	
施設長	今 千 尋	
連絡先	電話：0138-27-0077 ファクス：0138-27-7007	

窓口の営業日および営業時間など

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	8：30～17：30
面会時間	8：30～17：30 （これ以外の時間は守衛にお申し出ください。）

定員及び設備

定員	50名		
居室	1人部屋（17㎡～21㎡）	50室	全室個室
設備	医務室	1室	身体状況に応じた入浴となります。
	一般浴室	5ヶ所	
	機械浴室	2ヶ所	

費用（1割負担の場合）

基本利用料	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	（1日あたり）	625円	691円	762円	828円	894円

*この他に入院・外泊時には所定単位数に代えて一日246円を一ヶ月に最大6日いただきます。

1日あたり	第4段階以上	第3段階	第2段階	第1段階
食事サービス費	1,380円	650円	390円	300円
居住費	3,100円	1,310円	820円	820円

※ 所得等の状況により4段階に設定されております。介護保険負担限度額認定証等でご確認ください。

【その他、主な加算について】（1 割負担の場合）

1. 入居者全員が対象の加算

- ・個別機能訓練加算 12単位/日（個別機能訓練計画を作成しそれに基づいての機能訓練を実施）
- ・栄養ケアマネジメント加算 14単位/日（栄養ケアマネジメントを実施）
- ・夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ 27単位/日
- ・看護体制加算(Ⅰ)イ 6単位/日
- ・看護体制加算(Ⅱ)イ 13単位/日
- ・日常生活継続支援加算(Ⅱ) 46単位/日
- ・口腔衛生管理体制加算 30単位/月額
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 上記算定した単位数の8.3%に相当する単位数

2. 該当する入居者のみの加算

- ・療養食加算 18単位/日（医師の指示に基づく療養食を提供した場合）
- ・認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日（主治医が認知症ランクⅢ以上と判断した場合）
- ・看取り介護加算 死亡日 1280単位/日（当施設において看取り介護を実施した場合）
- ・看取り介護加算 死亡日の前日・前々日 680単位/日（同上）
- ・看取り介護加算 死亡日以前4日以上30日以下 144単位/日（同上）
- ・初期加算 30単位/日（入居日から30日以内の期間）
- ・経口移行加算 28単位/日（経管栄養で経口摂取を目指す方）
- ・経口維持加算Ⅰ 400単位/月（著しい摂食障害があり誤嚥が認められ計画を作成した場合）
- ・経口維持加算Ⅱ 100単位/月（上記Ⅰに加え医師等が計画に携わった場合）
- ・在宅・入所相互利用加算 40単位/日（複数の入居者が計画的に交互に入所・在宅を繰り返した場合）
- ・退所前訪問相談援助加算 460単位/日（退所後生活する居宅や施設を訪問し、相談援助など行った場合）
- ・退所後訪問相談援助加算 460単位/日（退所後30日以内に居宅や施設を訪問し、相談援助など行った場合）
- ・退所時相談援助加算 400単位/日（退所後居宅サービスに必要な情報を提供した場合）
- ・退所時連携加算 500単位/日（退所に先立ち居宅介護支援事業所と連携した場合）
- ・在宅復帰支援機能加算 10単位/日（家族と相談し、退所後の居宅サービス利用について調整した場合）
- ・若年性認知症利用者受入加算 120単位/日（若年性認知症の入居者対象）
- ・入院、外泊時の利用料金 246単位/日（入院または外泊期間は1ヶ月につき6日間、
月をまたがる場合には12日間を限度）
- ・認知症行動、心理症状緊急対応加算 200単位/日（緊急に介護福祉施設サービスを行う必要があると判断した場合）

3. その他自己負担費用

- ・嗜好品代 730円/日
- ・電気製品、電話機以外の使用料 100円/日
- ・通信費 30円/日
- ・用品庫賃貸費 2500円/月
- ・貴重品管理、事務手数料 1800円/月

医療体制

協力医療機関	函館中央病院	（総合科目）	函館市本町33番2号
	函館赤十字病院	（総合科目）	函館市堀川町6番21号
	今整形外科	（整形外科他）	函館市本町30番36号
	こんクリニック時任	（内科他）	函館市時任町35番24号
	こんクリニック松濤	（整形外科、内科他）	函館市松風町18番17号
	最上デンタルクリニック	（歯科）	函館市上野町2番1号

サービスの内容

1. 施設サービス計画の立案、実施、見直し	6. 生活相談
2. 食事 ※それぞれの生活スタイルに応じて提供。 朝食 8:00～ 昼食12:00～ 夕食18:00～	7. 健康管理
3. 入浴	8. 理美容サービス
4. 介護	9. 行政手続き代行
5. 機能訓練	10. 日常費用支払代行
	12. 余暇活動

苦情解決に関する体制

苦情解決責任者	施設長	今 千尋	
苦情解決担当者	生活相談員	白戸 裕子	畑 法子
苦情解決に関する第三者委員	浜津 和三郎	勝又 チカ	TEL:契約時配布に配布する重要事項説明書に記載。
その他窓口			
函館市保健福祉部介護保険課		TEL:0138-21-3041	
北海道国民健康保険団体連合会		TEL:011-241-3976	

防災に関する体制

災害時の対応	震災・火災などの緊急対応マニュアルに沿って消火・通報・避難誘導などをおこない、利用者の安全確保に努めます。
防火責任者	施設長 今 千尋 防火管理者 白戸 裕子
防災設備	消火器、屋内消火栓、スプリンクラー、自動火災報知設備、非常通報装置など
防災訓練	毎年2回おこなっています。年に2回は消防署の検証を受けています。
防災協定	松風町会、若松町会と防災協定を結んでいます。
一時避難場所	中部小学校